

令和5年度

教育委員会定例会（10月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 開催日時・場所

令和5年10月25日(水) 10時00分から12時21分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	花岡 純
教 育 部 副 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	賀藤 久道	教 育 支 援 セ ン タ ー 長 兼 学 校 教 育 課 指 導 担 当 課 長	広谷 光輝
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦
教 育 総 務 課 長 代 理 兼 主 任	木邨 勇貴	ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 課 長	神本 かおり
文 化 ・ 公 民 館 振 興 課 長 兼 公 民 館 長	安田 美有希	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学
秘 書 政 策 課 長	板谷 ひと美		

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第21号	令和4年度四條畷市教育委員会点検・評価について
議案 第22号	四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画の改訂について
議案 第23号	四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理者の指定に対する意見の申し出について
議案 第24号	令和6年度当初予算要求に盛り込む施策、事業について
報告 第19号	令和5年度一般会計補正予算(第7号)に対する意見の申し出について
報告 第20号	第4次子ども読書活動推進計画(原案)の策定について
報告 第21号	令和6年度機構改革(案)について
報告 第22号	学校管理職の復職に係る内申について
報告 第23号	四條畷市立中学校におけるいじめ重大事態について

植田教育長	<p>みなさま、おはようございます。 只今から10月の教育委員会定例会を開催します。 会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名者は、尾崎委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第21号 令和4年度四條畷市教育委員会点検・評価についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
古市教育総務課長	<p>議案第21号 令和4年度四條畷市教育委員会点検・評価について、ご説明申し上げます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき報告書を作成したく、議決を求めます。</p> <p>令和4年度事業に係る点検・評価では、本年4月の教育委員会定例会において議案第14号四條畷市教育委員会点検評価に係る学識経験者に付する主たる施策についてで、ご可決をいただいた四條畷市教育振興基本計画に掲げる施策のうち、学識経験者に付する主たる施策について、施策ごとに評価シートを作成のうえ、報告書（案）を取りまとめました。</p> <p>これについて、学識経験を有する者の知見の活用として、本年8月17日及び21日に点検評価会議を開催のうえ、学校教育分野を千里金蘭大学教育学部教育学科の島先生、社会教育分野を京都女子大学発達教育学部教育学科の岩槻先生にご講評いただき、本日お示しの内容を整理いたしました。</p> <p>報告書11ページから53ページが各施策の点検・評価シートとなっており、54ページに先生方からの意見・助言を総評として添付しております。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくご説明申し上げます。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>

山本教育長職務代理者	<p>令和4年度の点検評価をするに際し、令和4年度から評価が変わった中、事務局の方々が一生懸命にさせていただいて大変だったろうと思います。報告書案を読ませていただいて、何点か質問をしたく思います。</p> <p>一点は、基本方針1の主体的に考え行動する「生きる力」を育む教育の推進の施策の方向性10体力向上の取組みの評価について、創意工夫の箇所が前進であり、全体評価としては順調とあります。振返りと評価の説明では、特に大きな問題はないというふうに感じましたので、なぜ総合評価がSではなくAであるのかというところが少し理解することができませんでした。また、振返りと評価の説明で、Aであることの説明をされておらず、他にも評価の説明がされていないところがあります。今は、体力向上の箇所だけ言っていますが、なぜ総合評価がSでなくAであるのかという説明をお願いしたいと思います。</p> <p>また、同じところの今後の課題等に記載の評価について、小学校水泳指導の委託業務が、負担軽減に繋げることができたという書き方をされています。こういう書き方をされますと、小学校の水泳指導の部分の委託業務が教員の負担軽減を考えたという形にしか取れないというふうに思います。負担軽減については、52ページの施策の方向性41教員の負担軽減の取組みの中で、小学校の水泳指導のことが書かれていますので、そちらに書かれるのが適切であり、この部分は小学校の水泳指導を委託業務にしたことによって、体力向上に貢献したという泳力の向上の部分の記述にすべきではないかというふうに思いました。</p>
広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	<p>ただいまご指摘いただきました評価におけるSではなくAである理由について、全国平均に比べ、四條畷市の平均値が少し低いところがございます。そのあたりが今回お示しできていない成果指標のところアンケートの指標をもってきておりますので、少し分かりづらい結果となっておりますが、全国平均値に比べ、四條畷市の体力の平均値が少し悪かったというところで、Aの評価に至っているというところであります。</p> <p>それから、ご指摘のありました今後の課題等のところの上3行につきましては、ご指摘いただきましたとおり、委託業務によって教職員の負担軽減につながったという部分は適さないので訂正いたしたく思います。</p>
佃委員	<p>今年度から教育振興基本計画をもとに、施策の方向性を体系に示した点検評価については、事務局の大変なご努力があったと思いますし、大変見やすく少し感慨深いものがございます。ありがとうございます。</p> <p>その中で、先ほど山本職務代理が仰られていたように、成果をどのように見るかというあたりで、成果指標については我々は議論したのですが、体力向上の取組み等では、事業1が小学校水泳授業の業務委託、事業2が全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施で、成果指標が生活習慣の指標になっ</p>

(佃委員)	<p>ているといったねじれが他にもいろいろな分野別計画等であったかと思うのですが、これについては、なかなか見直しするのが難しいのであれば、やはり先ほど職務代理が仰ったような評価の説明のところ、分かりやすいような、市民に分かっていただけるような評価にすべきであるということと、職務代理が仰ったことに関連付けますと、29ページの施策の方向性 21部活動の地域との連携にある事業1部活動指導員の配置の振返りと評価の説明で配置により、部活動がストレス要因とする教員の割合が減少したためという表現は、その評価の説明として先生方のその減少というより、子どもたちがどう思っているかや子どもたちを中心とした表現にさせていただいた方が市民の皆さんは、より納得または分かりやすくなるのかなというような感じがいたしました。</p> <p>それを含めて考えました時に、4ページに戻っていただきまして、評価の方法というところですが、外部評価者の先生方も意見・助言等としてお書きになられていたかと思うのですが、全体評価があり、先進性、創意工夫の2つの項目についての事務局としての考え方、評価基準等が示されていないという点では、若干分かりにくいのかなと、この2つがどういった観点で事務局は捉えているのかということをもうちょっと文章表記していただくことによって、後の評価のS～Cについても分かりやすくなるのかなというふうに思いました。これについて、記載がないということについては、どのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。</p>
古市教育総務課長	<p>4ページの評価の方法の先進性、創意工夫について、何らの基準を示すというのは、一定記載をする必要はあると感じております。記載をすることによって、主観が生まれずに客観的に評価することができるかと思っております。今後につきましては、適宜改善していきたいと思っております。</p>
佃委員	<p>例えば、34ページの振返りと評価の説明の中の【スポーツ及び文化財の分野】においては、説明が分かりやすいです。こういう具体的な記述もしつつ総括としてどうだったのかというもうちょっと細かい事業別のことを入れ込んでの評価、総括というような振り返りをお願いしたく思います。他にもいくつかあったと思うのですが、そのようなことをしていただけるとより分かりやすいのではと思いました。</p>
尾崎委員	<p>今年度から大きく点検評価の仕方が変わったということで、よくまとめていただいたかと思えます。</p> <p>評価について今回新しくなりましたので、お話をしますと、1つは、成果指標と評価とが必ずしも合致していない。これは先ほどお二人の委員が仰ったとおりですが、評価に密接に関係してきているので、どうなのかなということを考えております。</p>

(尾崎委員)

2点めは、評価の捉え方です。従前のように、トータルとしてS～Cとして捉え、その後に総評があるような立て付けではなく、今回はそれぞれの評価分野において、評価されたことを客観的に累積されて総合評価になるという仕組みになっていますので、そこが反映されていない部分があるかと思います。

3点めは、先進性と創意工夫についてです。

この3点について、もう一度お考えいただきたいと思います。具体的に申し上げますと、15ページですが、表記のことですので内容は考えずにまいります。第2段落にあります「このような現状を踏まえ、SAMR MODELの共有や段階的な活用状況の充実等一定の先進性」、これは先進性に触れていただいている良い例の方です。しかし、まったくこの説明のないものがあります。このように書かれていますと、先進性や創意工夫について、どう評価したのかが分かると思います。

続き、「そして、協働的な学びの視点での学習者用タブレットPCの活用等に創意工夫を凝らした」、これも創意工夫について触れていただいている良い例です。

しかし、続き、「取組みが進められたが、測定指標の結果を鑑み、総合評価をBとした」、だからそれぞれ積みあがっていくのではなくて、3つを見てこんなふうに評価としたというふうに、客観的なものであるのに評価者の主観とも言い難いのですが、そのように決めていると、しかも測定指標というのは成果指標のことと思うのですが、この成果指標が合致しておりません。そうすると主観的な総合評価になっていると言わざるを得ないです。客観的評価にしたのに違った測定指標がここにあるのにそれはうまくない、だから評価はBであるとなってしまっているのは、ちょっと具合が悪いと思います。

最も記述が分かりやすくこの評価の趣旨に沿っているのは43ページです。すべて読み上げませんが、振り返りと評価の説明のところの上から3行めの途中「第3次子ども読書活動推進計画のなか重点施策に挙げる学校図書館支援を中心に子どもの読書習慣の定着を図るとともに、幼児期からの連続性が重要との考えのもと、保護者へ向けて読み聞かせをPRするための各種取組みを行った。」までが、全体評価の説明です。

続き、「なかでも、学校図書館支援に関し、市立図書館からの職員派遣に加え、市内全小中学校の支援を行っている図書館は稀であることから先進性を有すると見なすとともに」までが、先進性の説明です。

その次、文末で「創意工夫を有すると見なし」ここまでが、創意工夫の説明です。そして、「前進との評価とした」ということです。

これは、非常に分かりやすいです。3つの評価の順番に、全体評価、先進性、創意工夫ということについての評価の理由が述べられ、客観性が担保されています。ちょっと申し訳ない言い方をしますが、このような記述を全体として伝えていただければ1つのモデルになるのではないかと私は思いました。

(尾崎委員)

たので、もしできればお考えをご検討いただきたいというふうに思います。

その次に、最後の3点めです。先進性と創意工夫、これはそれぞれ3段階評価になっているのですが、確認しますと2段階で評価されているのではないかと少し懸念をいたします。それは、先ほど佃委員より仰られたご質問があったように、先進性と創意工夫についての説明が具体的にない上に、項目が2つしかない、チェックするところが2箇所しかないということから2段階評価ということに見られがちですが、実は3段階評価にしなければならないので、「なし」「前進」「躍進的」という3つになるはずで、これは総合評価との関連からもお考えいただくと読めることですが、そここのところですので、前進というように評価された場合には、必ず前進の理由が、躍進的でなくてもいると思います。この点で、先ほどご紹介した2つの事例は、良く書けているのではないかと思います。躍進的、先進性については、これは何を以てそうするのかというのが大事だと思います。ある記述を見ますと、他市と比べたり、他の取組みと比べたりしているのもあれば、自ずからの他の取組みからの部分もあれば、その2つとも両方あるというのであれば、明記をしていただきたい。明記しているところが見られないところもございまして。そういうことで、今回は新しくなりましたので、評価に絞って要望を申し上げました。学識経験者のお二方の同一にご指摘されている点でもありますので、そういった改善をしていただけたらより良いものになるのではないかと思いますので、お願いをいたします。

山本教育長職務代理者

同じように関連したことですが、質問1点と意見2点ありますので、お願いします。

まず質問ですが、14ページの施策の方向性2 情報活用能力の育成と習熟度に応じた学習支援の強化について、成果指標の全体評価が「やや課題あり」となっています。全体を見させていただきますと、「概ね順調」という評価が多く、課題のあるところは少ないと思いますが、「課題あり」「やや課題あり」というところは、何が課題であるのかということの特記する必要があるのではないかと思います。振り返りと評価の説明では、積極的な評価の内容は多く書かれていますが、「やや課題あり」の課題の中身についてが分かりません。その上にある成果指標の令和4年度の全国学力・学習状況調査の正答率の問題のパーセントから来ているのかと思うのですが、そういうところは、課題について私が指摘したとおりでいいのかどうかお答え願いたいのが1点です。

あと2点は意見です。基本方針4の文化・芸術振興関連、40ページの29 四條畷の宝を市民に広く周知していく体制の充実で、体育文化奨励賞の授与、飯盛城跡について、全体的に見て先進性、創意工夫が「前進」となっています。総合評価がAになっています。私自身は、この間このようなところに注目してみた限りで言いますと、今年度の文化振興の体制について、とて

<p>(山本教育長職務代理者)</p>	<p>もうまく機能していると思いますので、先進性、創意工夫が「前進」ではなくて随分進展していると思いますので、総合評価はAでいいのではないかと感じています。</p> <p>また、もう1点の意見ですが、先ほどから言われていますように、この評価につきましては、今年度が初めての評価ですので、これから考えなければいけないと思います。分野別計画等の評価をしていく中で考えたのが、施策の方向性というところを考えて、その方向性の中から具体の部分を選んできたと思います。全43項目ある中で基本方針の中から2つないし3つ4つと選んで、その部分について分野別計画を中心にし、活動実績等評価指標を付けて評価しようということになりました。これ自身が確かに分野別計画の評価あるいは施策の方向性の評価になったのですが、果たしてそれが基本方針の施策の評価になっているかというところと甚だ疑問に思うところがあります。その部分が学識経験者の方が指摘されていることかと思っておりますので、今後どの部分を評価していくのか、施策そのものを評価するのか、施策の方向性を評価するのか、実際には教育委員会全体を評価してもらおうというのが、この評価の部分ですので、その中の各分野別計画を評価していくというのは、すごく乖離が見られるかと思っておりますので、今後は視点を逆に変え、こういう分野別計画でこの部分が評価できるので、それについて施策の方向性はこういう評価ができる、そうであればその方向性がこう評価できるから、施策自身はこう評価するという積み重ねていく形の評価をしていかななくてはいけないのではないかと思います。そういうところを含め、今後検討していただけたらというふうに思います。後の2つは意見ですので、初めの質問だけ回答いただければと思います。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。2点確認がございます。1つめは、聞いた内容が間違っていましたら申し訳ございません。先ほど40ページの29 四條畷の宝を市民に広く周知していく体制の充実で、総合評価をAでいいのではとありますが、Sという認識でよろしかったでしょうか。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>はい、そのとおりです。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>ありがとうございます。それから2点めの意見で、教育振興基本計画に基づく点検評価初年度の評価ということで、色々考えてきた経緯はございますが、ご指摘いただいた部分、重々考えながら来年度の評価に向け、今後しっかりと議論を進めてまいりたいと思います。</p>

<p>広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>先ほどご指摘いただきました「やや課題あり」についてですが、成果指標の数値についても理由の1つですが、一番は教職員によって使い方に差があるというところ、まだまだ統一できていないというところを課題といたしております。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>先ほどの点検評価の対象について、基本方針との関連で、今回は施策に欠けているところもありましたので、そういったことから来年度に向けまして、基本方針に忠実であるとするならば、施策の全体網羅が必要であるのかどうかということも併せて検討いただきたいと思います。</p> <p>続いて、齟齬があるところを指摘したく、その後訂正が可能であれば訂正いただければと思います。38ページ一番下の段の【総括】のところ、「開催を進め、概ね順調にあることから、総合評価をA」、この言葉遣いが上の全体評価と関わりますので、全体評価を受けているのであれば、「概ね順調」というのは間違いになりますし、そうでなくて一般的に「概ね順調」という言葉を使っているのであれば、違う言葉遣いにしないと上との評価と被りますので、間違っているのかと受け取られます。その意図がなければ違う表現にされるようお願いいたします。</p> <p>続いて、53ページです。まず、事業2の活動実績の中で、教職員の割合が100%だったとあるのですが、成果指標の中で「ほぼ毎日」活用したと答えた教職員の割合は、中学校は100%ですが、小学校は50%です。これは明らかに変であると思ってしまうので、何らかの書き換えをしていただいた方がいいと思います。</p>
<p>河田委員</p>	<p>全体的に表が見やすく良いと思いました。1点教えていただきたいのですが、29ページの部活動指導員の配置についての事業ですが、基本方針は地域の教育コミュニティづくりへの支援であり、施策の方向性として部活動の地域との連携と書かれているのですが、その事業概要が教職員の働き方改革推進のためというふうになっていて、振り返りと評価の説明のところにも、「部活動がストレス要因とする教員の割合も減少したため」というように書かれているのですが、その成果指標のところに書かれている問いには、「保護者や地域の人との協働による取組みは、学校の教育水準の向上に効果があると答えた教職員の割合」となっているので、何かこの部活動の指導員の配置が教職員の働き方改革推進のためなのか、教育水準の向上のためにされているのかというところが少し分かりにくかったのと、こういう形の評価の出し方に少し違和感がありました。</p> <p>一点確認したいのが、成果指標のところの小学校の令和4年度が急にパーセンテージが下がっている理由をお分かりでしたら教えていただきたく思います。</p>

花岡教育部次長兼
学校教育課長

今ご指摘いただきました振返りと評価の説明のところと大きな施策の方向性の内容について、また成果指標の内容についてお答えいたします。

今ご指摘いただいたとおり、一貫性が少しこちらの方も十分見きれていなかったと思います。教員の働き方改革というのを今回の基本方針でいきますと、前面に出す内容には振返りのところの記載ではそぐわないと思いましたが、修正を考えてみたいと思います。それと小学校の令和4年度の指標が下がっていることについて、学校質問紙を成果指標にしている関係で、こちらの方が全部で6校の肯定的割合を示しているのに、母体数が少ない関係で1つの回答が下がれば大きく乱高下する成果指標に設定してしまっています。こちらでも成果指標に設定するものが適切なのかという観点でまた見直しを図らないといけないと思っています。こちらについては、全体の成果指標を一旦定めた段階で各担当の方で成果指標に基づいた振返りをしているところがありますので、本年度についてはここを大きく変えるというのは難しいとは思いますが、次年度に向けて元々設定された測定指標が、施策を評価できるものになっているのかという観点を含めて次年度にまた検討していきたいと思っています。特に、小学校の方で数値が下がっているのは何かが大きく変わったというような認識ではございません。

佃委員

今も次長が仰っていただきましたが、例えば50ページ、51ページの学びのプランの中の学力向上についての事業がいくつか並んでいるその成果指標が51ページの上にあります。教員が学級の問題を抱えている場合、ともに問題解決に当たることを「週1回程度、または、それ以上」行ったと答えた教職員の割合、ということですが、これはどちらかという生徒指導上の問題に対応する成果指標のように思ってしまうんですね。そうなのかもしれないのですが、そうすると全く違うものについての成果指標に掲げているように思えますし、この課題のところを読みましても、ちょっとこの特別支援のことについて、必要性や展望を書いたり、違う分野のことに何を言っているんだろうという戸惑いみたいなものを感じましたので、そういったあたりは改善できるといいなと思いました。

些細なことですが、例えば33ページの表記の仕方ですが、一番下のページにある成果指標のところに「①市民講座・文化サークルなどが充実していると答えた市民の割合」が次のページに行き、グラフを見るといった場合は、思い切って段を下げて表を分かりやすくするというような工夫をしていただきたいと思います。他にも45ページもそうですが、そういった見せ方という点で市民サービス観点でタイトルがあって次があるという形にもう一度整理しなおせばより良くなると思いました。

植田教育長

その他、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

植田教育長	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、いただきましたご意見、ご提案含めまして字句修正におきましては、私、教育長一任ということで差し支えございませんでしょうか。</p>
植田教育長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>ありがとうございます。それでは、ここでお諮りいたします。 議案第21号 令和4年度四條畷市教育委員会点検・評価について、原案に字句修正を加え可決することに異議ございませんか。</p>
植田教育長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第21号については、字句修正の上、可決することに決しました。</p>
植田教育長	<p>それでは、次に移ります。 議案第22号 四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画の改訂についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
賀藤教育部副参事兼 学校給食センター所 長	<p>議案第22号 四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画の改訂についてご説明いたします。 四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画について、給湯配管、蒸気配管、洗浄室照明、調理室照明、下処理室照明、防火設備及び貯水槽設備を項目に追加するため、議決を求めます。 別添の修繕計画の3ページをご覧ください。ナンバー62に給湯配管、ナンバー63に蒸気配管、ナンバー64に洗浄室照明、ナンバー65に調理室照明、ナンバー66に下処理室照明がございます。これらは前の計画で、ナンバー60「配管、照明」とひとくくりにしていた設備を区分にわけたものでございます。 ナンバー69の防火設備につきましては、学校給食センター竣工時には建築確認において要求されていなかった設備でございますが、学校給食センターを改築等する際において今後必要となるものです。 ナンバー70の貯水槽設備につきましては、前の計画に記載が漏れていたため今回新たに追記するものです。 以上、機器設備、備品名に新たに項目として追加しました。 続き、13ページ、14ページをご覧ください。こちらには、評価結果一覧表の末尾にそれらを記載しております。</p>

<p>(賀藤教育部副参事兼学校給食センター所長)</p>	<p>19ページをご覧ください、優先度の表の末尾に項目を追加しております。</p> <p>20ページをご覧ください、今後のスケジュールです。</p> <p>令和5年度においては、前の計画においてナンバー60「配管、照明」と記載された部分で、ナンバー62給湯配管、ナンバー64洗浄室照明を追記しております。これらは、今年度の当初予算において予算化されており、夏休みに工事を完了しております。</p> <p>次にナンバー70貯水槽設備ですが、入れ替えに向け、調査を進めております。</p> <p>令和6年度においては、ナンバー63蒸気配管を、令和7年度においては、ナンバー65調理室照明、ナンバー66下処理室照明、令和9年度以降においては、ナンバー69防火施設を追記しております。</p> <p>また、令和5年1月に改訂を行いました。以降に生じた事象にあわせて年度間の入替え等を行っております。</p> <p>以上が改訂内容の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質問等ございましたらどうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>前回は質問をしたと思うのですが、法律違反・不適合も含むという利用障害について、令和6年度予算要求の時に防火設備について現行の法律上は不適合という記述があったかと思いますが、その部分についてはクリアができていないのか、先ほどの説明で消火設備でしたでしょうか、他に法律違反・不適合で障害の程度が高いという法律違反や不適合については、AでもBでもCでもすぐに対応をしなければならないと思うのですが、そういうものはございませんか。</p>
<p>賀藤教育部副参事兼学校給食センター所長</p>	<p>前回ご指摘いただいた部分につきましては、順次予算をもって更新していきたいと思うとともに、先ほどございましたナンバー69防火設備以降のその他の法に触れるようなものはないかということにつきましては、今のところは確認されておりませんので、出て来次第速やかに対応したいと考えております。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>48機械室の電解次亜水生成機について、以前対人危険度がB以上の部分については、なるべく早急にとということで、この数年の間に改善されるという形になっているのですが、唯一この箇所だけが令和10年度以降ということで据え置かれていると思いますが、この状況を教えていただきたいのが1点です。</p>

賀藤教育部副参事兼 学校給食センター所 長	48機械室の電解次亜水生成機ですが、対人危険度Bという判定をしていますが、現状詳細な把握はできておりませんので、また改めて確認をしたいと思います。
山本教育長職務代理 者	ありがとうございます。それから細かいことで申し訳ないんですが、45コンテナ室の天吊りコンテナ消毒装置ですが、これについては2年度にわたって改修することが気になっています。これは令和7年、8年度の2年度にわたっての改修ですか。数量の問題なんでしょうか。それとも誤記でしょうか。
賀藤教育部副参事兼 学校給食センター所 長	新たな計画の20ページに記載しております令和7年、8年度のところかと思いますが、現状においては2回に分けて、装置の改修を考えたいと考えているところです。誤記等ではございません。
山本教育長職務代理 者	何度も申し訳ないですが、1つはざっと見る限り、利用障害について施設のほとんど80%以上が利用障害度がAになっています。機器自身が非常に古いから早い間に整備をしていかなければならないということだろうとすごく大変なことだろうと考えています。ただこの整備をするに際しまして、最後の方のページに、21ページ、22ページにある今後の更新工事の予定金額を見ましたところ、実際に可能かどうか危惧を感じています。というのも、金額的には令和5年度は7千万円ほど、令和6年度は1億円ほどであって、令和7～9年度になるにつれて、1億何千万円というような整備をしないとイケないことになっています。そのあたりが、先送りをしているというわけではないと思うのですが、非常に老朽化している中でこういう形でいけるのかという危惧をしています。危惧だけですので、実際にどうこうできない部分があるわけなんですけど、何とか大きな事故が起こる前にぜひ整備計画を実施してほしいと思っております。
植田教育長	その他、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
植田教育長	ここでお諮りいたします。 議案第22号 四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画の改訂について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第22号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第23号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理者の指定に対する意見の申し出についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
安田文化・公民館振興課長兼公民館長	<p>議案第23号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理者の指定に対する意見の申し出について、ご説明申し上げます。</p> <p>教育委員会が管理する施設に関する指定管理者の指定を市議会12月定例議会へ上程するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を申し出ることについて、議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、令和6年4月1日から四條畷市市民総合センター及び四條畷市立公民館を管理運営する指定管理者の指定を市議会12月定例議会へ上程するにあたり、教育委員会の意見を申し出ることについて、本案を提案いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ありましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第23号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理者の指定に対する意見の申し出について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第23号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第24号 令和6年度当初予算要求に盛り込む施策、事業についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>

阪本教育部長

議案第24号 令和6年度当初予算要求に盛り込む施策、事業について、令和6年度当初予算要求を行ううえで、教育委員会としてどういった予算編成を求めるかを審議いただくために、本案を提案するものです。

まず初めに、10月13日に市長から出されました令和6年度の予算編成方針につきまして、要約してご説明申し上げます。

市長はこの予算編成方針の中で、「過去からの変化」、「現在の取組」、そして「めざす未来」の3点について述べられました。

一つめの「過去からの変化」では、人口と財政について述べられ、人口については、この5年間で3度の転入超過を記録し、高齢化率は減少するに至ったこと、財政面では、直近の実質黒字が過去最高額となり、基金の積立も目標値を大きく上回ったことから、令和5年度からの5年間の未来への積極的な投資期間とする判断に至ったと述べられております。

続く「現在の取組」では、総合戦略に掲げる将来像に向かって、「ひとづくり」、「まちづくり」、「しくみづくり」の3つの柱に、未来への投資事業を進めている。未来投資事業の提案の際には、日本一前向きな市役所という組織運営理念を掲げ、人事戦略基本方針の3つのポリシーである「挑戦」、「共感」、「連携」を大切にしたいと言及されました。

最後の「めざす未来」では、本市は岐路を迎えており、中期財政計画に掲げる「未来へつなぐ、持続可能な財政運営の実現」には、人口動態や財政状況が良い流れにある今こそ、成長による好循環を達成できるか否かが分かれ道となることを述べられ、この成長に向け、職員一人ひとりが成長を実感し、今以上に働きがいを感じられる市役所をめざすとともに、現在の市民が希望を持ち、将来の市民が誇りを持てる四條畷市をめざすことを述べられております。

教育委員会といたしましては、これら市長の方針を受け、学校教育分野においては、学校施設の老朽化対策への予備調査、GIGA スクール構想、教職員の働き方改革に資する事業を、社会教育分野においては文化財保存活用地域計画の策定や貸出図書配達事業などの予算要求を行ってまいりたいと考えております。

では、各課の事業の代表的なものにつきまして、このあと、組織機構順に、所管課長からご説明させていただきます。

古市教育総務課長

まずはじめに、教育総務課における令和6年度当初予算要求に盛り込む施策、事業について、主に3つの新規事業の予算要求を行います。

1つめは、市立四條畷小学校老朽化対策における整備可能性調査委託（予備調査その1）です。畷小校舎の竣工より最も古い校舎棟で築60年をまもなく迎え、所々でコンクリートの劣化、インフラの老朽（水漏れ等）等の老朽化が進んでいる状況です。老朽化対策における整備を行うにあたり、まずは地質調査を行い、断層の有無の確認、液状化の可能性の有無の確認の上、

(古市教育総務課長)

啜小の現敷地の整備の可能性を探るため、予算要求を行います。

2つめは、小中学校空調機器洗浄委託事業です。空調機器洗浄委託事業の内容といたしまして、小中学校の校舎及び屋内運動場に設置している空調機器(室内機)の分解洗浄を民間業者に委託するものです。令和6年度は、令和3年度に整備した全小中学校の屋内運動場の空調機器及び四條啜南小学校、くすのき小学校及び田原中学校の計3校の校舎棟の空調機器の予算要求を行います。

最後に、3つめは、市立小中学校における境界確定等に伴う測量業務委託でございます。現在、境界を確定できていない小中学校への境界確定及び公図内の里道・水路の整理を行うため、測量業務を委託いたします。学校の開校以降、境界を確定できていない学校敷地が多くございます。行政として、学校敷地を管理する上で当然のことながら、また今後老朽化対策における学校施設の整備に際し、建築確認申請等の必要な整備を行う際には、どこまでが学校の敷地であるかいうことを確定する必要があります。実施予定校は、令和6年度は、四條啜小学校及び岡部小学校の予算要求を行ってまいりたいと考えております。

花岡教育部次長兼
学校教育課長

続いて、学校教育課におきまして、新規・拡充事業6点ご説明いたします。

まず、1点めは、教頭マネジメント支援員配置事業です。四條啜市立小中学校3校に支援員等派遣事業を行い、各校1名計3名の教頭マネジメント支援員の配置事業になります。内容としては、教職員の勤務管理事務の支援、施設管理、保護者や外部との連絡調整、調査、統計等への回答等の業務を担い、とりわけ中規模校以上の小中学校における教頭の厳しい勤務実態を改善できるようにするものでございます。

2点めは、教員業務支援員配置事業です。四條啜市立各小中学校に指導員等派遣事業を用い、各校1名計9名の教員業務支援員の配置事業となります。内容としては、学習プリントの準備や電話対応、行事等の準備補助等の業務を担い、教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるようにするものでございます。

3点めは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制整備です。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学校生活や学習活動を行う上での合理的配慮提供のための小学校への特別教育支援員を増員配置して、学校の支援体制整備を行うものでございます。

水泳学習とプール清掃につきましては、後ほど広谷担当課長から説明いたします。

最後に、部活動指導員に関する事務として、地域人材を部活動指導員として配置・充実させ、学校の働き方改革を推進するものでございます。次年度の予算拡充として、部活動指導員の引率に係る交通費の拡充を図る内容となっております。

<p>広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>続きまして、小学校水泳学習民間委託業務実施について説明いたします。今年度は市内小学校3校に拡充し水泳学習の民間委託を実施し、子どもたちの泳力向上、教職員の負担軽減を図ってまいりました。来年度は市内西部地区5小学校に拡大するとともに、東部地域1小学校においても、専門的な指導者を派遣し、全小学校で質の高い水泳授業を行うというものでございます。また、東部地区小学校1校と3中学校の教職員の負担軽減を行うため、プール清掃の業務委託を行うというものが、市立小中学校プール清掃委託業務になります。</p>
<p>賀藤教育部副参事兼学校給食センター所長</p>	<p>学校給食センターからは、5点でございます。</p> <p>まず、献立作成業務について、令和6年度末をもって大阪府学校給食会が献立ソフトの貸出しを終了いたしますので、今後は、本市で献立ソフトを購入する必要があります。献立ソフトは、栄養教諭が手動で行っている献立作成業務を自動化ができるようなソフトはないかを検討し、その導入の予定をしております。</p> <p>2番めについては、学校給食費の完全無償化でございます。子育て世帯に必要な支援を行うため、給食費の負担軽減として、学校給食費の完全無償化の実施を要求するものです。</p> <p>3番めについては、親子料理教室の開催でございます。学校給食の現場で活躍している栄養教諭や調理委託業者が中心となって実施するものでございます。</p> <p>4番めについては、保存食保管庫の建設でございます。現在、学校給食センター内にはそれらを購入したとしても保管場所がないことから、学校給食センターの駐車場等に保存食を保管する保管庫を建設するものでございます。</p> <p>5番めについては、修繕計画に基づく厨房機器等の更新でございます。令和4年11月策定した四條畷市立学校給食センター 施設・設備等修繕計画をもとに、今後5年間で、老朽化した厨房機器等の更新を行うことを予定しております。</p>
<p>広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>続きまして、教育支援センターより大きく2点です。GIGAスクールでは、来年度行う事業としては、中学校の自動採点ソフトの導入、プログラミング教育教材の中学校への導入に加え、小学校のデジタル教科書、指導書の購入等を考えております。</p> <p>次に、生徒指導ですが、新規施策として困難極める学校の諸課題に対応するためのスクールロイヤーの相談事業、増え続ける不登校児童生徒に対応すべく不登校対策支援員の全校配置、フリールームなわて相談員の勤務時間増、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの報償費を府平均並み</p>

<p>(広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)</p>	<p>に上げたうえでの活動時間増等を考えております。</p>
<p>勝村青少年育成課長</p>	<p>青少年育成課の予算編成に向けた考え方を説明いたします。令和6年度につきましても、子ども居場所づくりの放課後子ども教室、臨床心理士によるひきこもり相談、キャンプや成人式等の青少年健全育成を引き続き行うとともに、ふれあい教室についてはICT化について進めていきたいと考えております。電子システム及びアプリを導入することにより、保護者からの欠席連絡や出退室の確認をシステムで行えるようにし、利用者の利便性や安全性の向上が図れるとともに感染症や災害等の緊急時に閉室等の連絡を一斉に行うことのできることから、早急で確実な対応が可能なものと考えております。加えて、それに伴い購入したパソコンを市のシステムにつなぐことにより、現在電話、FAX等でやり取りしている書類関係や報告事項が行え、事務の効率化が図れるようになることから、令和6年度については、これらを進めていきたいと考えております。</p>
<p>神本スポーツ・文化財振興課長</p>	<p>続いて、スポーツ・文化財振興課から主に3点あげております。</p> <p>まず1点めは、四條畷市文化財保存活用地域計画策定事務です。こちらにつきましても、文化財保護法第八十三条の三に基づく、四條畷市文化財保存活用地域計画を、令和9年度の文化庁認定をめざして策定したいと考えております。これにより、市の文化財がめざす方向が見える化し、文化財の次世代の検証や郷土愛の醸成に取り組んでいきたいと考えております。この計画策定により、計画策定が条件となっている補助金や交付金の利用が可能となるものと考えております。</p> <p>2点めは、田原城跡保存活用推進事務でございます。令和5年度に寄付の採納が決定した田原城跡の市史跡指定及び総合調査を行うとともに、適切に保存活用し次世代へ継承したいと考えております。また、策定中の史跡、飯盛城跡保存活用計画において、田原城跡も飯盛城跡の支城として一体的に活用を行うものと盛り込んでおりますので、田原城跡の保存活用も飯盛城跡と同様に進めていきたいと考えております。</p> <p>3点めは、市民グラウンド防球ネット改修工事です。こちらにつきましても、市民グラウンドの利用改善の一環として、令和5年度は市民グラウンド近隣住民の家宅の方に軟式野球ボールが飛び込む事案が数件発生しました。それを防止し、市民の生命と安全を守りつつ快適に市民グラウンドで野球ができるように改善したいと考えております。</p>
<p>田中図書館長兼主任兼田原図書館主任</p>	<p>続いて、図書館から3点です。</p> <p>まず1点めは、新規事業として、貸出し図書配達事業です。障がい、また</p>

<p>(田中図書館長兼主任兼田原図書館主任)</p>	<p>は高齢などの理由により、自力で図書館へ出向くのが困難になった市民へ自宅まで本を届けるものでございます。社会の高齢化の進展により、窓口に立っておりましても、自力で図書館へ出向くのが困難な市民が年々増えている印象がでございます。長く続けてきた読書の楽しみが失われるのは、図書館職員としては看過できないと考え、今後も増加傾向をたどることが想定されるため、文字を読むことや、楽しみを継続することは健康寿命を延ばすことに資するとも思い、こうした方々の図書館利用の継続を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>2点めは、臨時事業として、図書館情報システム更新事業です。蔵書の管理や図書の貸出および返却等に使用する図書館情報システムについて、令和元年度導入の現在使用のシステムを、新規のものに入れ替えるものでございます。令和6年度で導入から5年を向かえるにあたり、保守サービスが終了となる機器が発生することから、安全なデータ管理と業務の円滑な運用を維持するために更新を行いたく考えております。また、新規システムは、IT技術を活用した新しいプログラムが標準装備となっており、業務上の効果にとどまらず、利用者へのサービス向上にも資するものと考えております。</p> <p>最後に3点めは、臨時事業として、第4次子ども読書活動推進計画策定記念事業です。第4次子ども読書活動推進計画の実施期間開始にあたり、子ども及びその保護者向けに記念事業を行うものでございます。計画初年度に、普段実施することのないような事業を予算確保の上行うことにより、子ども読書活動推進計画のPRと読書活動の機運の向上を図りたく考えております。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>繰り返しになりますが、教育委員会といたしましては、市長の予算編成方針の主旨に従い、各課一丸となってチャレンジしていきたいと認識しております。よろしく願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本件につきまして、ご意見等ありましたら、どうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>いずれも教育委員会にとって大事な施策であるというふうに考えております。その中で、市長の予算編成方針にありましたように、未来投資事業というのを来年度を含め大きな柱にされていると思いますが、この事業の中で先ほど教育部長が言われましたように、具体的な未来投資事業と言いますと、教育支援センター、スポーツ・文化財振興課、図書館というように言われたと思うのですが、事業の具体で言うとどれがそれにあたるのでしょうか。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>今回、予算編成方針に基づいて、教育委員会として未来への視点として考えた上で、重点的と考えている事業としましては、教育総務課の市立四條畷小学校老朽化対策における整備可能性調査委託(予備調査その1)、学校教育</p>

<p>(古市教育総務課長)</p>	<p>課の困り感のある子どもへの保幼小中のスムーズな支援体制の接続及び通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制整備、また小学校水泳学習民間委託業務実施、教育支援センターのGIGAスクール、生徒指導、スポーツ・文化財振興課の四條畷市文化財保存活用地域計画策定事務、図書館の貸出図書配達事業の計7事業でございます。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>図書館の新規事業の貸出図書配達事業について質問いたします。公用車による宅配ということで、これはどれぐらいの使用を見込んでおられるのか、それにあたって具体的には人件費、燃料費等の積算根拠になるかと思うのですが、毎日なのか週1回なのか地域ごとなのか時間はどれぐらいなのかとか具体的にはどの程度お考えなのかそのイメージを教えてくださいたいです。予算が足りるのかという思いがあります。</p>
<p>田中図書館長兼主任兼田原図書館主任</p>	<p>貸出図書配達事業の具体的なイメージについて、ご説明いたします。この事業を考えるにあたり、大阪府内でこうしたサービスを行っている各市のアンケート調査を実施しましたところ、利用者は一番多い市でも17人、一番少ない市であれば1人と把握しております。本市の人口規模からしますと10人を上回ることはないだろうと考えてございます。また、配達の頻度でございますが、こうした利用であれば、図書貸出が2週間ということを考えますと、週1回数人を回る形で対応できると考えております。人の雇用については、配達日の週1日の雇用で対応できると考えております。また、燃料費に関しても、コンパクトな市域ですので、週1回数人であればこの予算額で賄えるのではないかと考えております。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>根拠はよく分かりましたが、具体的にこういう方がここにいらっしゃるというのは把握されていないのでしょうか。アンケート結果による積算ということでしょうか。</p>
<p>田中図書館長兼主任兼田原図書館主任</p>	<p>算出にあたっては、各市の状況をもとに算出したものになります。ただし、窓口に座っている感覚、印象にはなりますが、概ね大阪府内の傾向で言いますと、利用者は5、6人というところが多いのですが、PRの仕方によってはコンパクトな本市でももう少し多くなる、おそらく10人程度ではないかと見込んでいる次第です。</p>
<p>佃委員</p>	<p>学校給食費の完全無償化については、一定の驚きをもって受け止めました。昨年度までの第2子以降の学校給食費の減免についても、なかなかやるなというように思っていたのですが、それを完全無償化というのをこの燃料費高騰時期や物価高の高騰の中で、攻めて施策に入れるということはとても素敵なことだと思いますが、ここの決断に至られた経緯、流れでどういったことがあ</p>

(佃委員)	ったのでしょうか。
賀藤教育部副参事兼学校給食センター所長	<p>コロナ禍においても、それぞれの子育て世代への負担感ということで、先ほど佃委員からも仰られていた第2子以降の減免もあるのですが、その過程においては、いずれすべての家庭において負担感なく給食を提供していきたいという思いがありながら、合わせて本市の財政規律とも合わすとともに、その他の子育て施策とも関連していく必要はあるのですが、まず1つとしては、予算要求をすることでこういった事案に対して知っていただくというのにも必要なことと感じ、今回計上したいと考えたところです。</p>
佃委員	<p>よくあるのは、市長の公約としてそういうのを掲げて進められるというのがある中で、事務局側からこれを提案されるという勇氣と言いますか、その思いはとてもいいなと思いますし、元々四條畷市は給食センターというところが早くからありまして、すごく給食については丁寧に取り組んできた市であると思っていますので、こういったあたりの説明を丁寧にする中で認めていただけたらいいかなと思います。かなり厳しいことかなと思っています。</p>
山本教育長職務代理人	<p>市立四條畷小学校老朽化対策における整備可能性調査委託（予備調査その1）ですが、予備調査その1の結果によってはその2、3が必要なのではないかと思います。その予備調査で実際にあるかどうかは分かりませんが、その予備調査1の次については、実施時期にもよりますが令和6年度補正予算や令和7年度予算で考えるということによろしいでしょうか。</p>
古市教育総務課長	<p>予備調査その1以降のご質問で、先ほども説明いたしました四條畷小学校で最も古い校舎で築60年を迎えますが、スピード感をもって老朽化の対策をしていきたいという趣旨ではありますが、予備調査その1が終わった後、その結果を踏まえた上で即座にその思いがございませぬ。そのために予備調査その2に移っていく中で、今後その1の結果を基にその2の中でその1の結果を分析、その後老朽化の劣化度を含め様々な調査分析をした上で、その2の予算要求は、補正予算を含め予算計上できるタイミングでスピード感をもって要求を行っていきたく思います。</p>
佃委員	<p>あえて申し上げたいのは、教頭マネジメント支援員配置事業、教員業務支援員配置事業についてですが、どちらも文科省の事業を活用されるということですが、これに手を挙げられたのはとても素晴らしいことと思っております。ただ、教員業務支援員配置事業はすぐにでも学校の方にこういった方が入りお手伝いしていただくことについては必要だと思うのですが、教頭マネジメント支援員配置事業については、国の方でもこれまで管理職を勤められ</p>

(佃委員)	<p>た方等というようにお手伝いしていただく方についての範囲が述べられていましたけれど、四條畷市の現状を考えた時に、今デジタルのこと、ICTのことを含め、学校現場が急激に変わっている中でその教頭先生の厳しい業務に対し本当に支援し得る方がどんな方なのかという人選についてはくれぐれも選考いただいて配置しなければ学校の教育改革にある程度の停滞を招く可能性がなきにしも非ずというふうに私は思いますので、もしそういったあたり事業が国から認められ、市も認めてくださるのであれば、そういったところをくれぐれも検討いただきたいと思います。</p>
植田教育長	<p>その他、質疑等ありましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第24号 令和6年度当初予算要求に盛り込む施策、事業について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第24号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>報告第19号 令和5年度一般会計補正予算(第7号)に対する意見の申し出についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
阪本教育部長	<p>報告第19号 令和5年度一般会計補正予算(第7号)に対する意見の申し出について、令和5年度一般会計補正予算(第7号)を市議会10月臨時議会へ上程するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を申し出ることについて、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。</p> <p>教育関連の補正予算の詳細については、配布しております資料令和5年度四條畷市一般会計補正予算 予算に関する説明書に基づいてご説明いたします。</p> <p>資料の4ページの第2表繰越明許費をご覧ください。学校給食配送車車庫整備事業は、本補正予算の歳出で計上する事業ですが、今年度内では適正な</p>

<p>(阪本教育部長)</p>	<p>工期の確保が難しいことから、あらかじめ年度を越える工期といたしたく、繰越明許費を設定するものですが、事業内容の詳細は後ほど歳出予算でご説明をいたします。</p> <p>次に、5ページの第3表地方債補正「1変更」をご覧ください。</p> <p>教育債については、学校給食配送車車庫整備工事の財源として地方債を活用するため、2,840万円を増額し、限度額を1億6,460万円に変更するものでございます。</p> <p>次に、事項別明細書の歳出についてご説明いたします。10～11ページをご覧ください。</p> <p>款「教育費」、項「保健体育費」、目「学校給食運営費」の給食センター管理運営事務の学校給食配送車車庫整備工事は、今年度当初予算において実施設計委託料を計上しておりましたが、当該設計業務による設計図書の完成に伴い、整備工事費を補正させていただくものです。内容としましては、本年度に購入する学校給食配送車4台を格納するための車庫を学校給食センター敷地内北側に整備するものです。</p> <p>最後に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。8～9ページをご覧ください。</p> <p>款「繰入金」、項「基金繰入金」、目「公共施設整備基金繰入金」は、学校給食配送車車庫整備工事の財源とするため繰入金を計上するものでございます。</p> <p>款及び項「市債」、目「教育債」は、地方債の補正でご説明させていただきました内容による増額を計上しております。</p> <p>内容の説明は以上です。</p> <p>なお、本補正予算は令和5年10月24日に開催された市議会10月臨時議会で上程され、原案のとおり可決されていることを併せて報告いたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>では、本件につきまして、確認、質問等ございましたら、どうぞ。</p>
<p></p>	<p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。報告第20号 第4次子ども読書活動推進計画(原案)の策定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>田中図書館長兼主任兼田原図書館主任</p>	<p>報告第20号 第4次子ども読書活動推進計画(原案)の策定について報告いたします。</p> <p>現在取り組んでおります第3次計画が今年度3月末で期間終了となることから、本市子どもたちの読書環境の継続的な整備と推進に向け、現在後継となる第4次計画を策定中ですが、この度、原案を策定しましたので報告いた</p>

(田中図書館長兼
主任兼田原図書館
主任)

します。

なお、内容についてですが、事前に配布させていただきましたものから、数箇所、修正・追記がございましたので、本日、あらためて配布させていただいております。誠に失礼いたしました。まず、事前配布のものから修正・追記となった箇所をご説明いたします。まず、2ページの計画の位置づけのイメージ図がございましたが、各関連計画との関係について矢印を追記しております。次に、12ページでございます。ページ内3つの表のうち最下段の〈各種質問の回答結果比較〉の表について、表の下部に不読の全国平均値を追記し、本市の状況と比較できるようにいたしました。最後に、18ページの成果指標の表でございます。成果指標に「読み聞かせを習慣にしている家庭の割合」を追記いたしまして、成果指標1つだったものを2つに変更しております。この追記に伴い、同表下部の説明を若干修正および追記した他、その上の(1)成果指標の本文に「読み聞かせを習慣にしている家庭の割合」を成果指標とすることの説明を5行めから追記しております。また、(2)重点施策の本文冒頭から4行を(1)成果指標の本文からの流れが合うように修正いたしました。以上、事前配布から修正・追記となった箇所でございます。

続きまして、本原案の特色としましては、「第4章 第4次計画推進のための施策」の中の取組みの表に関し、発達段階ごとに記載する構成にしたところでございます。第3次までは、推進のための施策の表は、取り組む場所ごとに記載する構成としておりましたが、発達段階ごとの構成にすることにより、施策に取り組むに際し、どの部署でどのような取組みを行っているかが自身の部署と比較しやすい形となることから、連携や参考につなげ、今まで以上にきめ細かな取組みをめざすことを意図したものでございます。また、第5章に市立図書館における大人へ向けた読書活動の推進について盛り込んでおります。子ども読書活動の計画ではありますが、この度、第4次計画の策定作業をする中で、子どもの読書習慣の定着には大人の果たす役割が大きいことを改めて感じた次第であり、まず大人が図書館へ通うようになってほしいと思い、大人へのアプローチについても、盛り込む構成としました。以上、本原案の特色でございます。

また、この原案に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施する予定ですので併せて報告いたします。実施期間は、来月11月15日から12月15日までの1か月間、原案の閲覧は、図書館他、市内2か所、またホームページで可能でございます。なお、パブリックコメントの後は、図書館協議会へ諮問、そして、審議の後、答申をいただく予定となっております。

植田教育長

では、本件につきまして、確認、質問等ございましたらどうぞ。

尾崎委員	原案そのものは事務局でお作りになったということでしょうか。事務局というのは行政の市立図書館の業務に従事しているスタッフということですか。
田中図書館長兼主任兼田原図書館主任	原案作成に関しましては、図書館が中心となりまして読書関連各課、具体には第4章の推進のための施策に記載されております関連各課に照会をしまして、図書館がまとめたものでございます。
尾崎委員	こういう場合には、末のページに原案に携わった方のお名前や各領域から代表が出てきているという形式が多いのですがそうではないのですね。
田中図書館長兼主任兼田原図書館主任	はい、特に策定委員会等を立ち上げまして策定したというものではございません。関連各課に照会等をかけ、図書館職員が事務局として作りあげたものになります。
尾崎委員	<p>先ほどご説明があったように、場ごとでなく発達段階にしたという点や記載の仕方が他にはなくユニークです。用語解説にも注があり、よく勉強されていると思います。個性的であれば個性的だなとそういう部分はあろうかと思えます。</p> <p>いくつかご指摘したいのは、ご検討いただきたいと思うのは、1つは15ページに4つの国の方針があり、国の方針は法律では基本とすることになっていますので、単に踏まえるだけではだめなので、それに対する扱いについて1つめは3番めの全体社会に対応した読書活動の整備、例えば電子書籍や電子図書館の扱いです。それは、その他項目の中で今後の研究にしたいと記載されていますが、その扱いが弱いのではないかと感じます。正面からこれについては基本とすることについての部分に対応するところでお触れになった方がいいのではないかというふうに思います。</p> <p>それから、もう1つ、これもユニークなところで大人の読書活動推進について私は大賛成です。とても大事な観点です。ただし、先ほど申し上げました国の基本方針を基本とすることから言いますと、これについては高校生の不読率について関連して大人という文脈で方針が立てられていますので、若干それについての説明やことわりがあった方がいいのではないかと思います。法令上の基本とすることを忠実に受け止めることが大事ではないかと思います。</p> <p>それから、26ページに積極的活用とあります。子どもたちの読書習慣の定着を図るため週1回、図書時間の確保に努めるとありますが、これは学校現場に聞いていただいた方が分かりますが、無理です。無理だけでなく学習指導要領の規定からも、従来は国語の時間に図書の時間がありましたが、平成20年に国語の指導の方針を大きく転換しなさいというのがありまし</p>

(尾崎委員)

た。片方では読書に対する考え方、読者論という理論が入ってきましたので、そういうことも含め、読むことばかりに時間をとられてはだめですよということで他の領域についての時間指定ができました。実際にこれを実施してしまいますと小学6年生は読むこと領域に年間25時間しか割けなくなります。そういう事情もあり、国語の範囲の中では確保することはできませんし、他の時間も定められているので非常に難しいということです。ここの表現は学校図書館の利用計画を策定するように努めるとかにし、その中でできるだけ学校図書館を利用する、それがために時間を決めるだけでなく、様々な取組み、探究的な活動や各教科で学校図書館を利用するとかが学習指導要領に書かれていますので、そういうことを理解していただけたらと思います。これは、実際には無理なことを書いているので、やはりそういうことは避けるべきだろうと思います。中学校と同じ表現にするのも1つかと思います。ご検討いただきたく思います。

それから、27ページ、学校図書館の図書標準も問題です。本当は各学校の達成状況の一覧表の調査が学校教育課でかつてはしていましたので、そういうのを提出してもらおうとよく分かると思います。国の方では第6次学校図書館整備等5か年計画に入っていると思いますが、この書き方ですとふるさと納税等を活用することはお書きですが、これでは主な予算ということになってしまいますのでそうではないということで、地方交付税にすごい額が一応下りてきているわけです。やはり、色が付いていないので必ずしもきっちりとした予算要求をしないといただけないという関係にあると思います。ここの書き方はこうでなく工夫した書き方で達成に向けて予算要求に努めるとともにふるさと納税等も活用したいとかいう表現でどうかと思います。ふるさと納税がメインになってしまっているのが違和感を覚えますので、その点お願いできたらと思います。以上、意見になります。

山本教育長職務代理者

各年代の子どもあるいは大人までも含め、読書活動の推進について案を作成いただき、その部分は評価できるものと思います。質問と意見で2点ございます。

1点めは学校教育との連携について、16ページの図書館と学校教育部門の連携の強化のところで、「小中学生たちの最も身近な図書施設である学校図書館での取組みが一層重要」と書かれています。たしかに、図書室を利用するという習慣化が必要であり同時に教育の中で行っていかなければならないと思いますが、重点政策が18ページに書かれており、26ページにそれぞれの個別の施策・事業がありますが、先ほど尾崎委員も言われていた同ページですが、どうしても具体が見えないです。26ページに書かれている内容を見てもこれで現行の3分の1が本を読まないという本市の状態が改善できるかというところでは改善できないと思います。というのは、施策・事業のところの積極的活用において、従前も実施の可能な部分については全部行っ

(山本教育長職務
代理者)

てきたと思います。27ページの活性化の取組みについても、図書委員が図書室で活動する機会」についても今まで行ってきたものと思います。先日、教育委員会が生駒市の学校の視察に行きました。あの学校の図書室を見た時に、多くの子どもたちが休み時間を含め図書室に来て本を見ていた光景にびっくりいたしました。司書の方の話によるとすごい量の図書を子どもたちが見てますとありました。それと本市と比べ何が違うのかということをとても気になりました。本市は以前読書活動については本当に北河内の中でもとても熱心な市であり、子どもたちもいっぱい読書活動をしていました。それをふと思い出しその時にどんな取組みをしていたかということと図書カードをいっぱい作って、新聞に富士山みたいな形をしていて山を登っていくということをして廊下に貼っていることがありました。それから、田中館長が中心となってされたビブリオバトルも各校から来て一生懸命しているという取組みが背景にあったのだと思います。市の取組みでいうと、以前あった主張コンクールも無くなってしまい、ビブリオバトルも無くなってしまい、子どもたちが全市的に参加する取組みが無くなってしまいました。学校と連携するから学校の先生しっかりとしてくださいというような感じになってしまっているかと思っています。いくら図書室を整備し、子どもたちに図書室に来なさい来なさいと言っても来ない。やはり、その子どもたちの魅力をひきつけるものを置かないといけないと思うのですが、その部分が見えてこないというのが1点気になりました。だから、学校教育の中ですのであれば、以前のように読書カードやビブリオバトル、読書感想文を中心としたコンクール等そういう取組みを新たにやらない限り、この3分の1ぐらいの不読率はよくなりません。と思っています。

次は、大人の読書活動についてですが、39ページですが、すごく大事な活動だと思います。ただ、これを見ますと新たな方向性を含めた施策の展開とありますが、利用形態の中の「スペース共有型」「マイプレイス型」と書いてあるところを見ますと、これが図書館の仕事かというように感じてしまいました。フリースペースを作る、什器類等揃えると書いていますが、これは本当に図書館の仕事かなと思いました。41ページに注釈がついていますが、例えばその注釈のHやIがそこに想定されていると思いますが、Hについては、和歌山の市立図書館を取り上げられそこに書かれています。Iについては、図書館を拠点とした地域活性化の展望と書いていますが、一番典型的な例は岐阜市立図書館・みんなの森だと思います。こういうところが例になっているのですが、これは何かといいますと、図書館の中に作っているわけではなく、図書館をスペースの中に作っているのです。岐阜市立図書館・みんなの森でいいますと、教育委員会が視察に行きましたので知っているのですが、1階にコンビニがあり、いろんな活動できるスペースがあり、場合によっては展覧会もできる、それから子ども達の集まれる場所があり、もちろん飲食は可能であり、2階が図書館になっています。図書館の形は全然普通の

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>図書館とは違う形になっています。そういうことになっているから、図書館の中にスペースを作っているのではなく、スペースの中に図書館を作っています。そういうところの視点がなければ、単に図書館に飲食可能な場所を作ってくれるのかと市民感覚としては捉えてしまうのではないかという危惧を覚えました。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>29ページについて、前からお願いしていたことですが、施策・事業の中の「本と触れ合う場の環境整備」で、いつの時代になっても大事なことです。教育文化センターにおいて子どもの本を設置した児童室を開放することはとてもいいことです。いわゆる子ども図書館の発想ですね。これについては、旧四條畷南中学校の多機能型体育館や市民活動センター多目的室等もこういう対象にぜひしていただきたいと思います。従前の教育委員会においてもお願いしたところですが、教育文化センターにおいて、と限定しないで「等」と入れていただいているいろいろなところでこんなことを広げていただけたらありがたいと思います。</p> <p>それから、その下の「既存の施設のほか」とあり、いわゆるまちの図書館構想かと思いますが、これもぜひ広げていただきたいですし、今は0でしょうか、何箇所かありますでしょうか。</p>
<p>田中図書館長兼主任 兼田原図書館主任</p>	<p>現在は、実質0の状況でございます。市民活動センターの中にリサイクル図書室がございまして定期的に行事開催等しておりましたが、現在コロナ禍また人員の問題もあり、現在は閉室している状況ですので、現在は0となっている状況です。また、そのリサイクル図書室等をうまく活用し、そういった場所にしていければと考えている次第でございます。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>まずは公共の施設だろうと思いますが、周りの町ではいろんな場所にあるという取組みをしておりますので、いろいろなところに置いてあるということになれば子ども達も活性化すると思います。それから、28ページにありますように、どうしても必要なボランティアについても、学校図書館ボランティアなどが活発でないと読書環境は高まらないと思います。市立図書館が頑張ってもというところはあろうかと思いますが、あるいは、地域家庭文庫とか文庫連絡会とか、お隣の市では文科省子供の読書活動優秀実践表彰を受けましたが、保護者であるとか地域の方に支えられる必要があると思います。こういうところが、今お聞きしている中にないのかなと思い、それは非常に残念です。そういうところを四條畷市でも盛り上げていただき、これは1人市立図書館の問題ではない、学校も力を入れていただけたらと思います。</p>
<p>佃委員</p>	<p>第4章の発達段階において記載してくださった点、また第5章の大人に向けた読書活動の推進、これは高齢化社会を見据えた取組みについて計画に触</p>

(佃委員)	<p>れてくださった点、とても評価したいと思っております。</p> <p>その中で、施策の方向性の中でも、図書館と学校教育部門の点検評価の中でしっかりと触れていただいています。図書館支援員の方がいるからこそ、つい学校の方は支援員任せになったり、また連携についても支援員と司書とで留まってしまっていることも多寡にしてあると思いますし、例えば29ページにいろいろな取組内容、学校の方でも取組み内容が書かれています。例えば1時間め開始前の朝の読書のことですよね、こういった状況がどうであるのかとか読書ノートの取組み等は田原小、畷小、くすのき小が新聞紙上でも表彰されていたのを見たことがありますけれど、こういった現場からも頑張っていたり一生懸命やっていることの発信をすることとさらに市民のボランティアをどう図書を通じて学校に引き込んでいくのかというあたりをキーワードにして今後そのあたりをしっかりとやってくださることでもっと活性化していくのではないかと思いますので、またお願いしたいと思っております。</p>
植田教育長	<p>その他、ございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第21号 令和6年度機構改革(案)についてを議題といたします。本件につきましては、市長部局総合政策部及び教育委員会から説明をいただきます。</p>
板谷秘書政策課長	<p>秘書政策課より市長部局の令和6年4月の機構改革(案)について、ご説明させていただきます。配布しております資料1から3を用いて説明を進めたいと考えております。</p> <p>まず、資料1をご確認ください。本市の機構改革は、令和4年4月が直近となっており、検討過程として、令和3年度発足の課長級職員による機構改革検討委員会、更に市長から部長級職員で組む機構改革調整会での議論に付し、まとめた経過がございます。そのなか、大きくは、財務部の新設、住宅施策の集約化とそれに伴う都市整備部の組織改編、総務部に情報政策課を設置、地域協働課と産業振興課の統合等を行ったところでございます。その後、令和4年8月に改めて機構改革調整会を開催のうえ、4年4月に行った機構改革の検証に加え、なお残る課題の継続検討を行い、市単独での介護保険事業が始まる令和6年度を視野に、更なる機構の見直しを図ることが決定いたしました。これに伴いまして、令和4年度に9回、5年度に6回の協議を重ね、今般、資料2のとおり令和6年4月の機構改革(案)がまとまり、12月市議会定例議会に事務分掌条例の改正の提案を予定しており、本日、教育委員皆さまにその内容をお示しするものでございます。</p>

(板谷秘書政策課長)

今回、検討の視点とした内容は、次の3つのとおりです。まず、環境の変化への対応、次に、各部における担務差異の是正、最後が、各部における役割の明確化であり、これを基に検討を行い、事業の移管等を機構図に反映したものが、資料3の内容となっております。

まず、現在の総務部の情報政策課と人事課の間に位置する施設再編課について、令和5年4月の四條畷市個別施設計画【公共施設】の改訂を受け、実行に向けた情報整理や今後の着実な整備の推進を趣旨に、令和6年度から市長・副市長直轄の組織に改め、施設創生課として新設することといたしました。これについては、部に属さない組織であるため、資料3の1ページの下部あたりにございます田原支所の下に位置させるとともに、部長級等にある職員と技師を配置のうえ、業務にあたる予定としております。これに伴い、施設創生課は公共施設の最適化に関する企画及び総合調整事務、公共施設再編事業の施工事務に特化するため、これまで施設再編課で担ってまいりました公有財産管理業務、庁舎管理事務、市営住宅管理業務を財務部財政課へ、市の境界事務を都市整備部建設管理課へと移管してまいります。次に、都市整備部について、令和4年4月の機構改革で再編成した内容を改めて部内で検証をなされた結果、建築行為等の指導や都市計画関連法令に基づく許認可等の事務を建設管理課から都市政策課へ、水防活動事務と公共施設の営繕事務を都市政策課から建設管理課へと移管されることとなりました。次に、子ども未来部につきまして、令和5年4月のこども家庭庁の創設を踏まえた機構の反映を検討いたしましたところ、今しばらく国による施策の動向を注視する必要があるとの判断に至り、部・課の変更は次回の機構改革へと見送ることになりました。一方、令和4年9月に、こども家庭庁設立準備室から各府省庁あて、ひらがなの「こども」表記を推奨する通知が発出されたことを受け、本市の子ども未来部の部や課の表記を漢字の「子」から、ひらがなの「こ」に改める予定としております。

次に、令和6年度から単独運用を予定しております介護保険事務について、収納事務、資格管理及び保険給付事務、認定審査会事務、事業者関係事務及びくすのき広域連合事務継承事務を健康福祉部高齢福祉課で、保険料の徴収事務を財務部徴収対策課で所掌することとしております。これに伴いまして、介護保険事務にあたる職員の増員が予定されるため、東別館のレイアウト変更を予定しており、大きくは東別館1階に健康福祉部と市民生活部、2階に教育部と子ども未来部を配置する予定でございます。これにより、東別館2階では、こども家庭庁がめざす「こどもまんなか社会」の推進に向けた教育部との施策連携に加え、子どもに係る窓口の集約化による市民サービスの向上が実現するものと考えております。次に、現在、子ども支援課で所掌しております未熟児養育医療給付事務について、市民の利便性向上の観点から、田原支所でも申請を受け付けるとともに、適正な助成をめざし、審査の過程に保健センターが加わるよう、事務の見直しを予定しています。

<p>(板谷秘書政策課長)</p>	<p>最後に、飯盛城跡の国史跡指定等を経て、今後、大きく前進が予定される歴史的資源を活用した取組みについては、今後も関係課で連携のもと対応にあたることを前提に、観光の観点ではなく歴史や文化、文化財を扱う部署がその窓口を担うとの結論に至り、教育委員会の所掌へと位置づけられることになりました。また、地域振興課において、本年度、産業振興ビジョンのあり方の見直しに向けた取組みを進められており、枠組みの再検討を行う中、観光のあり方の見直しも視野に議論があることを踏まえ、協議の結果によりましたら、市民生活部地域振興課から観光振興事務の削除の可能性のあることを共有をさせていただきます。</p> <p>以上が総合政策部がお示しする市長部局の機構改革（案）の概要でございます。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>教育委員会に属する事務については、教育委員会の規則改正でご承認いただくわけですが、今、事務局が考えている機構につきまして、同じく資料3をもとに説明いたします。</p> <p>現在の教育部は1部体制ですが、これを2部体制にした状態で旧青少年育成課の方にスポーツに関する所管を組み合わせ、旧スポーツ・文化財振興課からスポーツが移動するという事で、スポーツ関係、社会教育関係、体育施設に関する事務所掌が（仮称）スポーツ・青少年課、事務局で考えています機構に集約するという事で、現在事務方で考え方を取りまとめている状況です。</p> <p>今考えている2部の名称は学校教育部、社会教育部でございます。それぞれの部に属する所管につきましては、資料3のとおりでございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件につきまして、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>（「なし」の声）</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは次に移ります。</p> <p>議題に入る前に、報告第22号及び23号については個人情報保護の観点から四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
<p>植田教育長 （植田教育長）</p>	<p>異議がないようですので、報告第22号及び第23号については秘密会といたします。</p> <p>（秘密会）</p>

植田教育長	ただいまから、会議を公開いたします。 それでは、その他の案件に移ります。
広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	10月の市内小中学校における学級閉鎖についてご報告申し上げます。学級閉鎖が起こりましたのは先週1週間のみでしたが、小学校1校で3クラス、中学校1校で4クラスの学級閉鎖がございました。いずれも、インフルエンザの流行でございました。
植田教育長	他に確認質問等ございましたらお願いします。 (「なし」の声)
植田教育長	事務局から何かありましたらお願いします。 (「なし」の声)
植田教育長	それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了しました。 これをもって、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月27日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四條畷市教育委員会教育委員 尾 崎 靖 二